

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ十和田市実行委員会

第2回輸送交通専門委員会



マスコットキャラクター アップリート君

青の煌めき^{きら}あおもり国スポ・障スポ
2026 翔ける未来へ縄文の風に乗って
第80回国民スポーツ大会 第25回全国障害者スポーツ大会

日時：令和6年8月29日（木）午後2時

場所：十和田市役所 別館4階 会議室2

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ十和田市実行委員会
第2回輸送交通専門委員会 次第

日時：令和6年8月29日（木）午後2時～

場所：十和田市役所 別館4階 会議室2

1 開 会

2 輸送交通専門委員紹介

3 事務局紹介

4 委員長あいさつ

5 議 事

（1）説明事項

説明事項1 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ開催準備経過・・・・・・・・・・P2

（2）審議事項

議案第1号 青の煌めきあおもり国スポ十和田市輸送・交通業務実施要項（案）・・・・・・・・P4

議案第2号 青の煌めきあおもり国スポ十和田市消防防災・警備業務実施要項（案）・・・・・・・・P8

6 その他

7 閉 会

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ開催準備経過

年 月		内容
平成 25 年	7 月	公益財団法人青森県体育協会が、令和 7 年（2025 年）に開催の第 80 回国民体育大会本大会の招致に関する要望書を県、県議会及び教育委員会に提出
平成 26 年	6 月	青森県教育委員会において、青森県国体検討懇話会を設置し、「青森県らしい国体のあり方」等について検討（全 6 回開催）
平成 27 年	9 月	青森県知事が青森県議会（平成 27 年 9 月定例会）の提出議案説明において、平成 37 年開催の第 80 回国民体育大会本大会の本県招致を表明
	10 月	同上定例会において、県議会が「第 80 回国民体育大会の招致に関する決議」を全会一致で可決
平成 28 年	1 月	公益財団法人日本体育協会理事会において、開催申請書提出順序の了解（開催内々定）
	8 月	第 80 回国民体育大会青森県準備委員会設立総会・第 1 回総会及び第 1 回常任委員会を開催
平成 29 年	4 月	会場地市町村第一次選定（内定） サッカー、バスケットボール、相撲
平成 30 年	8 月	第 80 回国民体育大会青森県準備委員会を第 80 回国民スポーツ大会青森県準備委員会に改称
令和元年	7 月	中央競技団体による正規視察 7 月：サッカー競技 8 月：相撲競技 1 月：バスケットボール競技
	8 月	
令和 2 年	1 月	
	6 月	知事、教育長、県スポーツ協会会長が、文部科学省と公益財団法人日本スポーツ協会に開催申請書を提出
	9 月	公益財団法人日本スポーツ協会、文部科学省、鹿児島県、及び公益財団法人日本障がい者スポーツ協会の 4 者が第 75 回鹿児島国体を令和 5 年に開催することを決定し、これにより第 80 回国民スポーツ大会（冬季大会及び本大会）を令和 8 年に一年延期することが決定
	10 月	公益財団法人日本スポーツ協会臨時理事会において、第 80 回国民スポーツ大会（冬季大会及び本大会の）の開催地として内定。
令和 4 年	7 月	青森県準備委員会第 7 回総会において、サッカー競技の開催予定施設の変更を承認 変更前：高森山球技場、若葉球技場 変更後：高森山球技場、高森山人工芝多目的グラウンド
	12 月	青森県準備委員会第 11 回常任委員会において、サッカー競技の開催予定種目の変更を承認 変更前：成年女子 変更後：成年女子、少年女子
令和 5 年	2 月	第 80 回国民スポーツ大会十和田市準備委員会設立総会・第 1 回総会を開催
	4 月	市教育委員会スポーツ・生涯学習課内に国民スポーツ大会準備室を設置（2 名体制）
	4 月	公益財団法人日本スポーツ協会及びスポーツ庁による総合視察

令和 5 年	7 月	公益財団法人日本スポーツ協会理事会において、青森県が令和 8 年の第 80 回国民スポーツ大会・第 25 回全国障害者スポーツ大会の開催地として正式決定
	8 月	第 80 回国民スポーツ大会青森県準備委員会を青の煌めきあおもり国スポ・障スポ青森県実行委員会に改組
	11 月	第 80 回国民スポーツ大会十和田市準備委員会第 2 回総会を開催 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ十和田市実行委員会第 1 回総会を開催 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ十和田市実行委員会第 1 回常任委員会を開催
令和 6 年	2 月	総務企画専門委員会・競技式典専門委員会・宿泊衛生専門委員会・輸送交通専門委員会を開催
	4 月	国民スポーツ大会準備室を国スポ・障スポ大会準備室に変更及び 3 名増員
	5 月	青の煌めきあおもり国スポ・障スポ十和田市実行委員会第 2 回総会・青の煌めきあおもり国スポ・障スポ十和田市実行委員会第 2 回常任委員会を開催
	8 月	青の煌めきあおもり国スポ・障スポ十和田市実行委員会第 2 回総務企画専門委員会を開催 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ十和田市実行委員会第 2 回宿泊衛生専門委員会を開催 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ十和田市実行委員会第 2 回輸送交通専門委員会を開催

青の煌めきあおもり国スポ十和田市輸送・交通業務実施要項（案）

1 趣旨

この要項は、「青の煌めきあおもり国スポ・障スポ十和田市輸送・交通基本計画」に基づき、本市で開催される第 80 回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」（以下「大会」という。）における輸送・交通業務の実施に関し、必要な事項を定める。

2 実施方法

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ十和田市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、青森県が設置した青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会（以下「県実行委員会」という。）と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て、輸送・交通業務を実施する。

3 輸送・交通業務の一般的事項

（1）輸送対象者

輸送の対象者は、大会に参加する次の者とする。

- ア 選手、監督
- イ 競技役員、競技補助員
- ウ 競技会役員、競技会係員、競技会補助員
- エ 報道員、視察員
- オ 一般観覧者
- カ その他実行委員会が必要と認めた者

（2）輸送・交通業務の実施期間

輸送・交通業務の実施期間は、原則として公式練習日を含む各競技会の会期中とする。ただし、特別な事情があると認められる場合は、この限りではない。

（3）輸送・交通業務の範囲

- ア 輸送・交通業務の範囲は、競技会場、練習会場、指定集合地、宿舎その他関連諸行事の会場（以下「競技会場等」という。）の相互間とする。
- イ 輸送については、原則として公共交通機関を利用することとし、公共交通機関による輸送が困難な場合及び競技会の運営に著しく支障がある場合は、計画輸送を行う。
- ウ 計画輸送は、原則として当該輸送・交通業務の範囲が近距離（概ね 2 キロメートル未満をいう。）の場合は行わない。

4 輸送・交通業務の内容

(1) 輸送業務の内容

ア 輸送計画の策定

輸送対象者、発着場所、発着時刻等を内容とする輸送計画を策定する。

イ 指定集合地の設定

輸送の効率化を図るため、必要に応じて、関係機関等と協議の上、指定集合地を設定する。

ウ 輸送経路の設定

参加人員、時間帯等を考慮し、関係機関等と協議のうえ、輸送経路を設定する。

エ 輸送案内

必要に応じて、主要な駅等に案内を設置し、競技会場等への誘導案内を行う。

オ 広域配宿における輸送

広域配宿によって十和田市以外に所在する旅館等を宿舎として利用する選手、監督、役員等の輸送を実施する。

カ 同一競技が本市と本市以外の会場で行われる場合の輸送

同一競技が本市と本市以外の会場地で行われる場合は、関係会場地実行委員会と協議のうえ、必要に応じて、輸送を実施する。

キ 一般観覧者の輸送

一般観覧者の安全、円滑かつ効率的な輸送を行うため、必要な措置を講じる。

ク バス・タクシー乗降場の措置及び係員の配置

輸送対象者の利便と安全を図るため、競技会場等内のバス・タクシーの発着場所に乗降場を設置し、必要に応じて、係員を配置する。

ケ 全国輸送と連携

(ア) 指定下車駅等の設定

県実行委員会と協議のうえ、選手、監督、役員等の下車駅等を、宿泊地の最寄りの駅等から1か所以上設定する。

(イ) 指定下車駅等からの輸送

指定下車駅等と宿舎の相互間の輸送については、原則として公共交通機関等を利用した自主移動とする。ただし、移動距離及び道路交通事情を勘案し、必要に応じて、輸送を実行する。

(2) 輸送力の確保

ア 臨時バスの運行等

必要と認められる場合には、関係機関、関係団体等に対し、臨時バスの運行、バス経路の変更及び停留所の臨時設置等を要請するとともに、必要な措置を講じる。

イ 車両の確保

計画輸送に使用する車両については、借上バス・タクシー等により行い、必要台数を確保する。

ウ 予備車の確保

輸送・交通業務の実施期間中、予備車を準備して緊急時に備える。

(3) 交通業務の内容

ア 交通規制

各競技会の円滑な運営に万全を期するため、所轄警察署等の協力を得て、必要に応じて、競技会場周辺等における交通規制措置を講じる。

イ 案内・誘導

輸送対象者を安全で正確かつ迅速に目的地に誘導するため、必要に応じて、主要道路、競技会場等及びその周辺に案内・誘導看板等を設置する。

ウ 交通整理

輸送対象者の運行の安全及び競技会場等周辺の混乱防止のため、必要な箇所に係員を配置し、交通の整理誘導を実施する。

エ 路上駐車防止

交通渋滞や交通事故発生の要因となる路上駐車を防止するため、所轄警察署の協力を得て、必要に応じて、競技会場周辺等の巡回を行う。

オ 指定駐車場の確保及び開設

輸送対象者が利用する車両台数を勘案し、指定駐車場の確保に努める。

なお、指定駐車場と競技会場が遠隔地となる場合は、シャトルバスの運行等必要な措置を講じる。

カ 指定駐車場の管理及び運営

指定駐車場に係員を配置し、車両の適切な誘導を行い、事故防止に努める。

キ 駐車許可証の交付

利用者を限定する必要がある特定の指定駐車場の利用者に対して、事前に駐車許可証を交付し、許可車両であることを確認することにより、適切な車両誘導及び駐車場の円滑な管理運営を図る。

ク 交通環境整備

輸送・交通業務の実施期間中の環境への負荷の軽減と交通混雑緩和のため、輸送対象者に対し、公共交通機関の利用促進及び自家用車での来場自粛を働きかける。

また、市民等に対しても、渋滞の原因となる路上駐車の防止及び自家用車利用の自粛協力等の啓発を行う。

ケ 道路機能の保全

大会関係車両の通行が予想される道路の破損箇所の補修など必要な保

全対策及び輸送・交通業務の実施期間中に交通渋滞が予想される道路や競技会場等周辺の道路工事の計画的な実施について、道路管理者等へ協力を求める。

5 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、輸送交通業務の実施に関して必要な事項は、別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における輸送交通業務実施についても、必要に応じてこの要項を準用する。

青の煌めきあおもり国スポ十和田市消防防災・警備業務実施要項（案）

1 趣旨

この要項は、「青の煌めきあおもり国スポ・障スポ十和田市消防防災・警備基本計画」に基づき、本市で開催される第 80 回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」（以下「大会」という。）における消防防災・警備業務の実行について、必要な事項を定めるものとする。

2 実施期間

消防防災・警備業務の実施期間は、大会準備期間中及び大会期間中とする。

3 実施場所

消防防災・警備業務の実施場所は、競技会場、練習会場、宿泊施設、沿道等（以下「競技会場等」という。）とする。

4 実施体制

（1）大会準備期間中

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ十和田市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、消防、警察その他関係機関等（以下「関係機関等」という。）との連携を図りながら、平常時の業務体制で行う。

（2）大会期間中

実行委員会は、警備・消防の担当を配置し、必要に応じて競技会場等の消防防災・警備業務を実施する。

5 消防防災業務

（1）基本事項

ア 消防法等関係法令を遵守し、特に競技会場等の消防防災に取り組む。

イ 十和田市地域防災計画及び各施設の消防計画に定められた事項を基本として対応する。

（2）実施内容

ア 大会準備期間中

（ア）競技会場等における消防防災体制の確立に関すること。

(イ) 競技会場等における消防防災設備、水利等の点検整備に関すること。

(ウ) 消防防災に必要な教育訓練の実施に関すること。

(エ) 防火防災意識の高揚及び啓発活動の推進に関すること。

(オ) 競技会場等での避難訓練に関すること。

(カ) 競技会場等の予防査察に関すること。

(キ) その他必要な消防防災業務に関すること。

イ 大会期間中

(ア) 競技会場等における火災等の予防、警戒及び鎮圧に関すること。

(イ) 競技会場等における救急救助に関すること。

(ウ) 競技会場等における避難経路の確保及び火災その他の災害発生時における避難誘導に関すること。

(エ) その他必要な消防防災業務に関すること。

(3) 広域配宿に係る対策

広域配宿に係る対策については、宿泊施設が所在する市町村及び関係機関・団体等と調整し実施する。

6 警備業務

(1) 基本的事項

競技会場等の雑踏事故及びその他事件・事故の防止に取り組む。

(2) 実施内容

ア 大会準備期間中

(ア) 競技会場等における自主警備体制の確立に関すること。

(イ) 実地踏査の実施に関すること。

(ウ) 通信体制の確立に関すること。

(エ) 施設及び構造物の安全対策の推進に関すること。

(オ) 警備員の人員確保、事前教育及び訓練の実施に関すること。

(カ) 関係機関等との連絡協力体制の確立に関すること。

(キ) その他必要な警備業務に関すること。

イ 大会期間中

(ア) 競技会場等における雑踏事故及びその他の事件・事故の防止に関すること。

(イ) 通信手段の確保、運用に関すること。

(ウ) 競技会場等における交通誘導警備に関すること。

(エ) 競技会場等での誘導及び混雑防止の措置に関すること。

- (オ) 競技会場等における避難経路の確保に関すること。
- (カ) 入退場者管理に関すること。
- (キ) 不審者、不審物の発見と適切な対応に関すること。
- (ク) 競技会場等への不法侵入の予防、施錠の確認等に関すること。
- (ケ) 犯罪行為等、円滑な運営を妨害しようとする者への対応に関すること。
- (コ) その他必要な警備業務に関すること。

7 大規模災害及び突発重大事案に係る対策

大規模災害及び突発重大事案に係る対策については、関係機関等と連絡調整を図りながら実施する。

8 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、消防防災・警備業務の実施に関して必要な事項は、別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における消防防災・警備業務についても、必要に応じてこの要項を準用する。

